

令和8年1月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和8年1月26日(月)
2. 開催場所 勝山市民会館2階 第5会議室
3. 出席委員 農業委員11名 / 農地利用最適化推進委員8名

<農業委員>

会長	松村 勘兵衛	7番	多田 充江
会長職務代理	廣瀬 介治		
3番	斎藤 勝	9番	田中 政男
4番	滝本 和子	10番	長谷川 敬祐
5番	島田 幸治	11番	吉田 武博
6番	山口 清	12番	竹内 富美子

<農地利用最適化推進委員>

1番	横山 定守	6番	山本 清隆
		7番	松田 数実
3番	田中 昭司	8番	林 博史
4番	山内 文寛	9番	長谷川 晶俊
		10番	斎藤 清美

4. 欠席委員 農業委員 8番 山口 拓雄
農地利用最適化推進委員 2番 坂上 信雄 5番 川原 龍夫

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	結果
議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第37号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第38号	農用地利用集積等促進計画(案)について(農地中間管理事業)	可決
議案第39号	現況証明願いについて	可決

- (報告事項)
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - ・農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局 事務局長 小池 賢史 局長補佐 森石 義浩
係長 山本 典子

7. 議事

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから、令和8年1月定例農業委員会を開催いたします。また、山口拓雄委員、坂上推進委員、川原推進委員は欠席の旨、多田委員は遅刻の旨、お伺いしております。</p> <p>それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>松村会長</p>	<p>(あいさつ)</p> <p>本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。委員各位には慎重な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございます。では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより本日の会議に入ります。事務局より1月分の経過報告を申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(報告)</p>
<p>議長</p>	<p>報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を、6番 山口 清 委員、7番 多田 充江 委員の両名にお願いします。これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>(説明)</p>
<p>議長</p>	<p>このことについて、現地を確認していただいておりますので、①、②について、長谷川委員より報告をお願いします。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>①、②ともに現地を確認しました。問題ないかと思えます。よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。議案第36号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
<p>全員</p>	<p>異議なし。</p>

議長	<p>それでは、議案第36号は、原案どおり、承認することに決しました。</p> <p>つづきまして、日程第2 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長	<p>このことについて、現地を確認していただいておりますので、①について齋藤委員より報告をお願いします。</p>
齋藤委員	<p>先般、山口委員、長谷川委員と現地を確認して参りました。現場は、何もものが建っておりませんで農地の状態でしたので、住宅建築には問題ないかと思えます。以上です。</p>
議長	②、③について、山口委員よりお願いいたします。
山口委員	<p>19日に現地確認に行つてまいりました。まず伊知地ですが、事務局の説明のとおり東隣で九頭龍碎石が現在砂利採取を行なっております。現況は田であることを確認して参りました。③の滝波町につづきましては、資料のとおり道沿いに3筆ありまして、資料では雪が積もっていますが、現地確認の時は雪もなく、農地であることを確認して参りました。以上です。</p>
議長	<p>報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第37号について、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。</p>
全員	異議なし。
議長	<p>それでは、議案第37号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。</p> <p>つづきまして、日程第3 議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。事務局より説明願います。田中推進委員、長谷川推進委員、山内推進委員は議事に関係ございませんので、退室ください。</p>
事務局	(説明)
議長	<p>説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。</p>
吉田委員	<p>議案書中に移行とありますが、これはどういう意味ですか。</p>

事務局	移行とは、そのまま引き続きということです。
吉田委員	本人の地面でもそうなりますか。 さんの分は本人の地面だと思いましたが、移行となっています。
事務局	どちらの土地ですか。
吉田委員	西妙金島2の55の1、2の57の1です。これは確か国道416号のところではないでしょうか。
事務局	ご質問の件につきましては、 さんが さんと親子で使用貸借権を結んでいます。
吉田委員	所有者は さんだけど、契約上 さんが借りているということなんですね。
事務局	そうです。
吉田委員	わかりました。
議長	他にございませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第38号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長	それでは、議案第38号は、原案どおり承認することに決しました。退室した委員は入室してください。 つづきまして、日程第4 議案第39号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長	このことについて、現地を確認していただいておりますので、①について斎藤委員から報告をお願いします。
斎藤委員	先般、現地を確認して参りました。場所は建物の後ろ側でして非農地でありました。特に問題ないかと思えます。以上です。
議長	②について、山口委員よりお願いいたします。

山口委員	滝波町につきまして、19日に現地を確認して参りました。資料の21頁のとおり農地とは認められませんでした。非農地ということであります。よろしくお願ひします。
議長	③について、長谷川委員よりお願いいたします。
長谷川委員	確認しまして、資料の24頁のとおり小屋が建っております、農地ではありません。以上です。
議長	<p>ありがとうございました。報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。議案第39号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
全員	異議なし
議長	<p>それでは、議案第39号は、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願ひます。</p>
事務局	(報告)
議長	このことについてご意見、ご質問ございませんか。ないようですので農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願ひます。
事務局	(報告)
議長	このことについてご意見、ご質問ございませんか。ないようですのでその他に入ります。次回の定例農業委員会について事務局よりお願いいたします。
事務局	(説明) 次回の定例農業委員会について
議長	以上で、本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。ご協力いただきありがとうございました。では、進行を事務局にお返しいたします。
局長	松村会長、ありがとうございました。以上で1月定例農業委員会の全体会議が終了いたしました。廣瀬職務代理より閉会のことばを申し上げます。
職務代理	閉会のことば

勝山市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松 井 勘 兵 衛

6 番 山 口 清

7 番 多 田 充 江